

お知らせ

教育委員会会議定例会の傍聴  
教育委員会総務課(☎272785)

**時** 12月22日(月)午後2時開始  
**場** 市役所本館5階職員研修室  
**定** 7人(先着順)  
**申** 当日午後1時30分から1時50分までに直接会場へ

伊勢崎市中心市街地にぎわい創  
出拠点整備基本構想(案)パブリ  
ックコメント手続

**事務管理課(☎272708)**  
中心市街地にぎわい創出拠点整備  
に向け、図書館を核とした複合施設  
の基本構想(案)について、パブリッ  
クコメント手続を行います。皆さん  
の意見を聞かせてください。  
**【意見の提出方法】**  
所定の様式に住所・氏名・意見と  
その理由を記入の上、直接または郵  
送・ファクス・メールで事務管理課  
に提出してください。

※資料と所定の様式は、事務管理課、  
市民情報コーナー(市役所・各支所)、  
各図書館にあります。市HPからダウ  
ンロードもできます

**時** 12月17日(水)から令和8年1月  
21日(水)まで(必着)

**対** 次のいずれかに該当する人

オレンジの会(認知症の人とそ  
の家族の交流会)を開催します  
地域包括支援センター(☎272745)

認知症の人とその家族の不安や悩  
みを軽減し、笑顔を増やすための交  
流会です。本人や家族だから分かる  
ことなどを話してみませんか。

**時** 令和8年1月28日(水)午前10時  
～11時30分

**場** 北公民館

**対** 市内に在住の認知症の人とその  
家族

**費** 無料

**申** 12月9日(火)午前9時から直接  
または電話で地域包括支援センタ  
ーへ

薬の数や飲み合わせに  
注意しましょう

**国民健康保険課(☎272737)**

多くの薬を服用しているために、  
副作用を起こしたり、きちんと薬が  
飲めなくなったりする状態をポリフ  
ァーマシーといいます。ポリファ  
ーマシーを防ぐために、複数の医療機  
関や薬局を利用する場合でもお薬手  
帳を一冊にまとめましょう。受診時  
にお薬手帳を提示することで、医師  
や薬剤師が薬の飲みすぎや飲み合わ  
せを確認できるようにしましょう。  
マイナ保険証を利用することも医

● 市内に在住または在勤・在学の人  
● 市内に事務所・事業所がある個人・  
法人・団体

● 本市に納税義務がある人

● この案に利害関係がある人

**宛先** 〒372-8501 (住所  
不要) 市役所事務管理課、☎239  
800、✉jimukan@city.isesaki.i  
s.jp



▲市HP

伊勢崎市新型インフルエンザ等  
対策行動計画の全面改定に関す  
るパブリックコメント手続

**健康づくり課(☎272746)**

伊勢崎市新型インフルエンザ等対  
策行動計画の全面改定について、パ  
ブリックコメント手続を行います。  
皆さんの意見を聞かせてください。

**【意見の提出方法】**

所定の様式に住所・氏名・意見と  
その理由を記入の上、直接または郵  
送・ファクス・メールで健康づくり  
課に提出してください。

※資料と所定の様式は、健康づくり  
課、市民情報コーナー(市役所、各  
支所)にあります。市HPからダウ  
ンロードもできます

**時** 12月15日(月)から令和8年1月  
16日(金)まで(必着)

師や薬剤師と服薬状況を共有でき、  
適切な医療を受けられます。

特別障害者手当・  
障害児福祉手当を支給

**障害福祉課(☎272753)**

自宅で生活を送る重度障害者(児)  
を支援するため、次の手当を支給し  
ています。障害福祉課・各支所市民  
サービス課で手続きをしてください。  
支給には障害の程度や所得などに条  
件があります。詳しくは問い合わせ  
てください。

※身体障害者手帳・精神障害者保健  
福祉手帳・療育手帳を持っていない  
人でも該当となる場合があります

**【特別障害者手当】**

**対** 自宅で生活し、障害が著しく重  
度の状態にあり、日常生活で常時特  
別な介護を必要とする20歳以上の人  
※社会福祉施設に入所している人や  
病院に3カ月以上入院している人は  
除きます

**支給月額** 2万9590円

**【障害児福祉手当】**

**対** 自宅で生活し、日常生活で常時  
介護を必要とする20歳未満の人  
※社会福祉施設に入所している人は  
除きます

**支給月額** 1万6100円

※特別児童扶養手当と併せて受給で  
きます

**対** 次のいずれかに該当する人  
● 市内に在住または在勤・在学の人  
● 市内に事務所・事業所がある個人・  
法人・団体

● 本市に納税義務がある人

● この案に利害関係がある人

**宛先** 〒372-8501 (住所  
不要) 市役所健康づくり課、☎26  
1808、✉kenkouzukurini@city.i  
sesaki.g.jp



▲市HP

まとまりのある都市づくりに向  
けた取り組み素案に関するパブ  
リックコメント手続の結果を公  
表しています

**都市計画課(☎272766)**

まとまりのある都市づくりに向け  
た取り組み素案についてのパブリッ  
クコメント手続の結果を、都市計画  
課、市民情報コーナー(市役所・各  
支所)、市  
HPで公表し  
ています。



▲市HP

国民年金加入者の産前産後期間は  
保険料が免除されます

**年金医療課(☎272741)**

国民年金に加入している20歳以上  
59歳以下の人が出産をした場合、産

狂犬病予防注射を  
受けさせましょう

**環境政策課(☎272733)**

生後91日以降の犬の飼い主には、  
年1回、飼い犬に狂犬病予防注射を  
受けさせることが、法律で義務付け  
られています。本年度、まだ予防注  
射を済ませていない飼い主は、必ず  
受けさせましょう。

※市役所で行う本年度の集合注射は  
終了したため、動物病院などで受け  
てください

12月10日から16日までは北朝鮮  
人権侵害問題啓発週間です

**人権課(☎272730)**

北朝鮮による拉致容疑事案や拉致  
の可能性を排除できない事案がある  
場合は、伊勢崎警察署への情報提供  
をお願いします。

**問** 伊勢崎警察署(☎260110)

歳末特別警戒を行います

**消防本部総務課(☎253511)**

年末の火災予防と特別警戒のため、  
市消防団が、全分団の消防ポンプ自  
動車45台で広報活動を行います。  
各家庭でも、家の周囲には燃えや  
すい物を置かないなどの整理整頓に  
努め、火災を予防しましょう。

**時** 12月28日(日)から30日(火)まで

前産後期間にかかる国民年金保険料  
は全額免除となります。免除期間は  
保険料を納付したとみなし、老齢基  
礎年金に反映されます。必ず申請し  
てください。

※出産とは、妊娠85日(4カ月)以上  
経過しての出産のこと、死産・流  
産・早産を含みます

**免除対象期間**

● 単胎出産Ⅱ4カ月間

● 多胎出産Ⅱ6カ月間

**申** 出産予定日の6カ月前から申請  
できます。申請には対象者のマイナ  
ンバーカードまたは、運転免許証な  
ど本人確認ができる物、母子健康手  
帳などの添付書類が必要です。また、  
電子申請でも手続きができます。詳  
しくは問い合わせてください

**問** 年金医療課・各支所市民サービ  
ス課または前橋年金事務所(☎02  
7123111719)

宝くじの助成金で  
伝統芸能備品を整備

**行政課(☎272702)**

サマージャンボ宝くじの収益金や  
運用益を財源とする「魅力あるコミ  
ュニティ助成事業」を利用して、若  
葉町二区では赤白ちょうちんや弓張  
ちようちんの整備、屋台の修繕など  
を行いました。地域交流のさらなる  
活性化が期待されます。

フードドライブに協力してください

**問** 社会福祉課(☎27-6273)

家庭で余った賞味期限が2カ月以上残る常温保存が可能な未開封の食品を集めます。

※肉・魚・野菜などの生鮮食品、アルコール類、衣類、食器類は除きます

**時** 12月19日(金)・20日(土)の午前10時～午後3時

**場** 社会福祉会館(上泉町)

**問** 伊勢崎市社会福祉協議会 ボランティア・市民活動センター(☎27-5974)

